

農福連携等に関する施策について

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト（工賃向上計画支援等事業特別事業）

令和8年度当初予算額 2.1億円（2.1億円）※（）内は前年度当初予算額

事業の趣旨

農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業等の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。また、過疎地域における取組を後押しする。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

＜事業のスキーム＞

補助内容・補助率

○農業等の専門家派遣による6次産業化の推進

農業等に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対する技術指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

○農福連携マルシェ開催支援事業

農業等に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。（ブロック単位でも開催可）

○意識啓発等 農業等に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

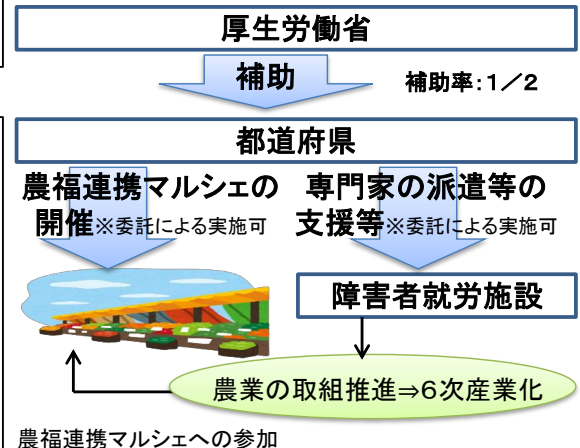
○マッチングから事業実施までの支援

伴走型コーディネーターを活用するなど、農業等生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援に係る経費を補助する。

※過疎地域における取組を優先的に補助。

○障害福祉分野と農業等の分野の関係者の相互理解促進

障害者就労支援施設等の支援員や農業者等の相互理解が進むように、相互の事業所の訪問や農業体験会等を実施する経費を補助する。



農福連携マルシェへの参加

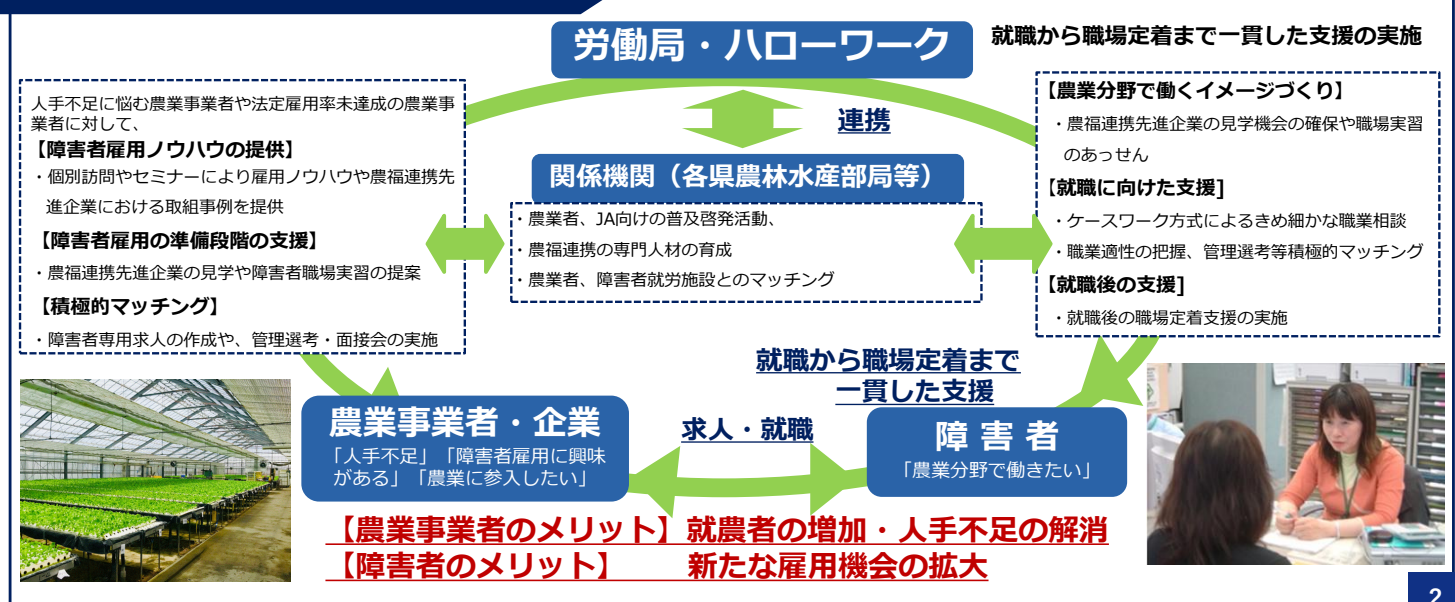


雇用分野における“農福連携”の推進

趣旨・目的

- ・農業現場では、様々な種類の作物が生産され、それぞれ多岐にわたる作業（加工等を含む。）が必要となり、障害者が取り組みやすいよう工夫することで、障害者が働き手となる可能性が大きく広がる。
- ・このため、雇用分野における農福連携を推進するため、農林水産行政と連携の上、人手不足に悩む農業事業者等に対し、ハローワークによる障害者雇用に係るノウハウ提供や先進事例の紹介等を行うとともに、農業に興味のある障害者の就職から職場定着まで一貫した支援を実施する。

農業事業者と障害者のマッチング支援



2

ハロートレーニング（公共職業訓練・求職者支援訓練）の全体像

公共職業訓練

求職者支援訓練



離職者向け

対象：ハローワークの求職者 主に雇用保険受給者（無料（テキスト代等除く））		
訓練期間：概ね3か月～2年		
実施機関		
国（ポリテクセンター）	都道府県（職業能力開発校）	民間教育訓練機関等（都道府県からの委託）
主にもものづくり分野の高度な訓練を実施（金属加工科、住環境計画科等）	地域の実情に応じた多様な訓練を実施（木工科、自動車整備科等）	事務系、介護系、情報系等モデルカリキュラムなどによる訓練を実施

在職者向け

対象：在職労働者（有料）
訓練期間：概ね2日～5日
実施機関：○国（ポリテクセンター・ポリテクカレッジ） ○都道府県（職業能力開発校）

学卒者向け

対象：高等学校卒業生等（有料）
訓練期間：1年又は2年
実施機関：○国（ポリテクカレッジ） ○都道府県（職業能力開発校）

障害者向け

対象：ハローワークの求職障害者（無料）	別添の通り、障害者訓練により 農福連携も実施している。
訓練期間：概ね3か月～1年	
実施機関：○国（障害者職業能力開発校）	
・（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構営	
・都道府県営（国からの委託）	
○都道府県（障害者職業能力開発校、職業能力開発校）	
○民間教育訓練機関等（都道府県からの委託）	

対象：ハローワークの求職者 主に雇用保険を受給できない方 （無料（テキスト代等除く））	※受講期間中 受講手当（月10万円）+通所手当（※）+寄宿手当を支給（本収入が月8万円以下、世帯収入が月30万円以下等、一定の要件を満たす場合）
訓練期間：2～6か月	※職業訓練受講給付金の支給対象とならない方も、一定の要件（本収入12万円以下、世帯収入34万円以下等）を満たしていれば、通所手当のみ受給が可能。
実施機関	民間教育訓練機関等（訓練コースごとに厚生労働大臣が認定）
<基礎コース> 社会人としての基礎的能力を習得する訓練	<実践コース> 基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練 （介護系（介護福祉士サービス科等）、情報系（ソフトウェアプログラマー養成科等）、医療事務系（医療・調剤事務科等）等）

	合計		国（ポリテクセンター等）		都道府県	
	受講者数（人）	就職率	受講者数（人）	就職率	受講者数（人）	就職率
離職者訓練	90,155	-	23,974	-	66,181	-
うち施設内	29,494	86.0%	23,974	87.3%	5,520	82.1%
うち委託	60,661	72.8%	-	-	60,661	72.8%
在職者訓練	115,208	-	72,187	-	43,021	-
学卒者訓練	13,780	96.2%	5,222	99.5%	8,558	95.0%
合計	219,143	-	101,383	-	117,760	-

	合計		国立機構		国立都道府県営		都道府県立	
	受講者数（人）	就職率	受講者数（人）	就職率	受講者数（人）	就職率	受講者数（人）	就職率
令和6年度公共職業訓練実績 障害者訓練（離職者訓練のうち施設内）	1,291	70.9%	397	80.3%	730	65.4%	164	80.4%
令和6年度求職者支援訓練 実績								
受講者数：38,945人 （基礎コース）6,129人 就職率：60.9% （実践コース）32,816人 就職率：62.4%								

3

障害者委託訓練（実践能力習得訓練コース）の農業分野の事例

- 障害者委託訓練（実践能力習得訓練コース）は、農業分野においても事例があり、実際の農作業に従事することで就職に向けたスキル習得等を行っている。
- 令和元年6月4日に策定された「農福連携等推進会議農福連携等推進ビジョン」において、農福連携に取り組む機会の拡大の一環として、「農業分野における公的職業訓練の推進」が掲げられており、当該事例は有効な取組の一つとなっている。

主な事例

○訓練実施機関の事業内容等

- ・杉等植林苗の育苗・出荷、販売、切花や野菜の付加価値を高める工夫をした生産販売

○訓練内容

- ・訓練期間：3ヶ月
- ・花束作り、草取り、野菜加工品作りなどその時期に応じた作業

○訓練において配慮した点・効果的だった点・課題等

- ・体調管理をして休まず訓練が出来ること、分からないことは聞くこと、作業のスピードも考えて訓練することに留意した。
- ・初めは袋詰めにおいて、二つの決められた重さの誤差の範囲や、ネギの太さを見てバランス良く袋詰めすること等に戸惑っていたが、周りのスタッフに支えてもらい出来るようになった。
- ・一定時間内に作業を実施することが課題となったが、**日誌に作業結果を記録することで、少しずつ目標をクリアできるようになった。**

○訓練修了後の就職状況

- ・訓練終了後、訓練受託先に就職し農作業に従事している。



○訓練実施機関の事業内容等

- ・きのこやさつまいもの栽培、出荷販売

○訓練内容

- ・訓練期間：3ヶ月間
- ・培養室内における作業（きのこ菌の植え付け、温度管理）及び出荷作業等、社会人マナー等

○訓練において配慮した点・効果的だった点・課題等

- ・専任の指導員以外の正社員との**コミュニケーションの取り方についても訓練を行った**ことで社員全員と意思疎通が図れるようになった。

○訓練修了後の就職状況

- ・訓練内容を十分に習得し、訓練修了後、訓練受託先に正社員として就職している。



4

地域支援事業（地域支援事業交付金・重層的支援体制整備事業交付金）

令和8年度当初予算額 1,807億円（1,800億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、切れ目のない在宅医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」

※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能

(2) 包括的支援事業・任意事業

「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」
+「社会保障の充実分」

財源構成

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

1号保険料、2号保険料と公費で構成
(介護給付費の構成と同じ)

(2) 包括的支援事業・任意事業

1号保険料と公費で構成
(2号は負担せず、公費で賄う)

	(1)	(2)
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

3 実施主体・事業内容等

実施主体

市町村

事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア サービス・活動事業（第一号事業）

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅医療と介護の連携体制、認知症高齢者等への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化（家族介護者に係る地域課題への対応を含む）、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

- ・介護給付費等費用適正化事業
- ・家族介護支援事業（家族介護者の働き方の希望等に配慮した相談窓口の設置、企業や家族介護者同士を含む地域全体でのネットワーク構築等を含む）等

5

就労的活動の普及に向けて（地域支援事業交付金関係）

- 地域支援事業は、高齢者が**要介護状態等となることを予防**するとともに、**地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援**するもの
- 令和2年度からは、役割がある形で高齢者の社会参加等を促進する観点から、地域支援事業の**包括的支援事業（生活支援体制整備事業）**において、新たに**就労的活動の普及促進策を創設**
- 具体的には、**就労的活動の場を提供できる団体・組織と就労的活動を実施したい事業者とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする人材の配置を推進**

秋田県藤里町の事例 （生涯現役を目指す就労的活動のコーディネート）

- 年代を問わず、地域活動等に意欲がある人が「働き方登録票」を事務局（社会福祉協議会）に登録。
- 事務局が**町内企業や町民からの依頼と登録者をマッチング**。
- 自分の希望に添った働き方で地域の特産品づくり等に取り組むことを通じ、生涯現役を希望する全ての人が活躍できる環境づくりを目指している。

【働き方登録票】

年齢	性別	職歴	働き方
A 高齢者	男性	65歳以上 専業主夫	地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、
	女性	65歳以上 専業主婦	地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、
	男性	65歳以上 パート・アルバイト	地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、
	女性	65歳以上 パート・アルバイト	地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、
B 中高生	男性	18歳以上 パート・アルバイト	地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、
	女性	18歳以上 パート・アルバイト	地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、
	男性	18歳以上 パート・アルバイト	地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、
	女性	18歳以上 パート・アルバイト	地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、
C 若年者	男性	18歳未満 パート・アルバイト	地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、
	女性	18歳未満 パート・アルバイト	地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、
	男性	18歳未満 パート・アルバイト	地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、
	女性	18歳未満 パート・アルバイト	地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、 地域の老人会等にて、

【ふきの皮むき作業】



熊本県水俣市の事例 （一般介護予防事業を活用した食・農・福の連携）

- 65歳以上の人を対象とし、山間部では遊休農地を活用した野菜づくり、市街地ではプランターを活用した花・野菜づくり、温泉地では景観整備の草刈りや間伐で出た材木を使った椎茸栽培など、**一般介護予防事業として地域の特性に応じた様々な活動を実施**。
- 収穫した野菜を使った会食や配食により、地域の交流や高齢者の見守り・食の確保にもつながっている。
- 売上げは、活動経費として活用。

【活動風景②】



【活動風景①】



<参考>「健康立国の実現に向けて」（令和元年7月23日全国知事会）（抄）

【提言③介護予防・フレイル対策】

- 高齢者の社会参加・就労は、介護予防・フレイル対策にも有効であることから、そのための**マッチング機能等を担う人材の確保・育成、活動支援に対する財源の確保**

6

高齢者生きがい活動促進事業

令和8年度当初予算額 17百万円（17百万円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 少子高齢化が進展し、現役世代が減少するとともに、高齢者の大幅な増加が見込まれる中、生涯現役社会の実現に向け、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持ち、積極的な社会への参加を促進するための環境を整備することが重要。
このため、住民主体による生活支援、共生の居場所づくりや農福連携に取り組むなど、高齢者の社会参加・役割創出に資する活動等の立ち上げへの支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

以下の取組の立ち上げ支援（初度設備等の補助）を行う。

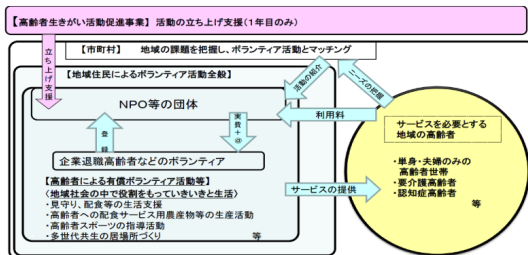
①農福連携推進事業（令和2年度創設）

高齢者が農作業や農作物の調理・販売等をととして、運動機能低下・認知症・閉じこもり等の介護予防を図るなど、農福連携を通じ、高齢者が地域で交流し生き生きと活動できる場づくりの提供に資する活動

②高齢者等が行う地域の支え合い活動

（事業例）

- ・単身高齢者等に対する見守り、配食サービス等の有償ボランティア活動
- ・地域共生社会の推進に向け、多世代交流等の「共生の居場所づくり」に資する活動 など



3 実施主体等

【実施主体】市区町村 【補助率】 定額（国10/10）

【補助対象数】

1 市区町村あたり原則 1 団体

【補助上限額】

①の取組200万円、②の取組100万円

地域づくり加速化事業による伴走的支援を受けた市区町村において、その課題解決に資する取組に対して補助を行うものである場合は、補助対象数を別途 1 市区町村あたり 1 団体追加する（令和5年度拡充）。

※中山間地域等の農山漁村において、地域資源やデジタル技術を活用した取組を行う場合の優先採択枠を設ける。

【補助実績】 10自治体（令和6年度）

7